



東近江市産後ケア事業の利用について

産後ケア事業(短期入所型及び通所型)利用時の過ごし方や持ち物について、一例を記載します。
御不明点は利用までに事業所に御確認ください。

❖ 産後ケア事業利用時の過ごし方(例)

短期入所型 (ショートステイ型)	
10:00	入所 各種ケア・相談
12:00	昼食 各種ケア・相談
18:00	夕食 各種ケア・相談
22:00	就寝
8:00	朝食
10:00	退所

通所型 (デイサービス型)	
10:00	入所 各種ケア・相談
12:00	昼食
17:00	各種ケア・相談
18:00	退所

*利用時間は短期入所型は 24 時間以内、通所型原則8時間としています。入所時間や退所時間は事業所ごとに異なります。

❖ 持ち物 参考例です。事業所ごとに持ち物も異なります。

【お母さん】

- ・産後ケア事業利用承認決定通知書・自己負担金
- ・着替え
- ・マスク
- ・ティッシュペーパー
- ・加入する医療保険が確認できる書類
- ・コップ
- ・洗面用具
- ・バスタオル
- ・母子健康手帳
- ・スリッパ
- ・フェイスタオル

【赤ちゃん】

- ・着替え
- ・おむつ、おしり拭き
- ・福祉医療費受給券
- ・加入する医療保険が確認できる書類
- ・(必要な人) ミルク、哺乳瓶

❖ 注意事項

- ・利用者の都合(体調不良など含む)により、日程を変更または中止する場合は、キャンセル料の支払いが必要です。(キャンセル料は利用する施設ごとに規定があります。)
- ・食事代が別途発生します。あらかじめご確認ください。
- ・利用日程を変更又は中止しようとするときは、直ちに事業所又は助産師に連絡してください。
- ・利用時は、事業所の規則及び職員の指示に従ってお過ごしください。
- ・利用中は各種ケア及び相談を受けながら、原則的に母子同室でお過ごしください。

❖ お問い合わせ

東近江市健康医療部健康推進課(東近江保健センター内)

TEL:0748-23-5050

受付時間:月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分



R8.4.1 改正